

### 1 自己評価及び外部評価結果

**【事業所概要(事業所記入)】**

事業所番号	4071300620		
法人名	協栄興産 株式会社		
事業所名	ふれあいの家 田島		
所在地	〒814-0113 福岡県福岡市城南区田島2丁目21番6号 Tel 092-831-4773		
自己評価作成日	令和06年10月10日	評価結果確定日	令和06年12月06日

※事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。(↓このURLをクリック)

基本情報リンク先	<a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/40/index.php">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/40/index.php</a>
----------	---

**【評価機関概要(評価機関記入)】**

評価機関名	特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会		
所在地	福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目5番27号	Tel 093-582-0294	
訪問調査日	令和06年11月20日		

**【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】**

地域の中にある普通の家を改修しましたグループホームです。その人らしさの実現に向け、入居者様お一人お一人の思いに沿った支援を、全スタッフで取り組んでいます。10月現在、入居者様は4名とすこし寂しい状況ですが、皆様女性という事もあり施設内の雰囲気は柔らかく、日中はリビングでお話やお好きな事を楽しまれ、笑顔も多く見られています。スタッフとも家族の様な関係が築かれ、日々を穏やかに楽しく過ごされています。これまでのコロナ禍で色々な事が制限されてきた中、施設全体としての活気をコロナ禍以前のように持ち直せるよう、職員全員で現状の見直しを行いながら、入居者様方と一緒に、日々一歩一歩前進しております。ふれあいの家田島の自慢、それは、入居者様方の笑顔です。

**【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】**

認知症高齢者が地域の中で安心して暮らせる事業所を目指し、城南区の住宅街の中に22年前に開設した民家改造型、定員9名のグループホームである。町内会に加入し、コロナ状況を判断しながら、地域の行事や活動に参加し、隣近所への挨拶や回覧板を回す等、日常的な交流に努め、地域連携会議への参加で同業者と繋がりながら地域貢献に向けて取り組んでいる。提携医療機関医師による定期往診とクリニックの看護師、介護職員との連携で24時間安心の医療体制が整っている。利用者の一歩の楽しみな食事は、職員手作りのおいしい料理や行事食、手作りおやつ等、食を大切に支援に努め、利用者には大変好評である。利用者の写真を載せた「ふれあい通信」で、健康状態やレクレーション、生活状況等を掲載して毎月家族に報告し、細やかな対応で利用者や家族と深い信頼関係を築いている「ふれあいの家 田島」である。

**V. サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) ※項目No.1～57で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します**

項目		取り組みの成果 ↓該当するものに○印		項目		取り組みの成果 ↓該当するものに○印	
58	職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:25,26,27)	○	1. ほぼ全ての利用者の 2. 利用者の2/3くらい 3. 利用者の1/3くらい 4. ほとんど掴んでいない	65	職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができている (参考項目:9,10,21)	○	1. ほぼ全ての家族と 2. 家族の2/3くらいと 3. 家族の1/3くらいと 4. ほとんどできていない
59	利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:20,40)	○	1. 毎日ある 2. 数日に1回程度ある 3. たまにある 4. ほとんどない	66	グループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,22)	○	1. ほぼ毎日のように 2. 数日に1回程度 3. たまに 4. ほとんどない
60	利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:40)	○	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	67	運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが広がったり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4)	○	1. 大いに増えている 2. 少しずつ増えている 3. あまり増えていない 4. 全くない
61	利用者は、職員が支援することで生き生きとした表情や姿がみられている (参考項目:38,39)	○	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	68	職員は、生き生きと働いている (参考項目:11,12)	○	1. ほぼ全ての職員が 2. 職員の2/3くらいが 3. 職員の1/3くらいが 4. ほとんどいない
62	利用者は、日常的に戸外へ出かけている (参考項目:51)	○	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	69	職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う	○	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない
63	利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:32,33)	○	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	70	職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う	○	1. ほぼ全ての家族等が 2. 家族等の2/3くらいが 3. 家族等の1/3くらいが 4. ほとんどできていない
64	利用者は、その時々状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らしている (参考項目:30)	○	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない				

自己評価および外部評価結果

[セル内の改行は、(Altキー)+(Enterキー)です。]

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
<b>I.理念に基づく運営</b>					
1	1	○理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	玄関・事務所に掲げて管理者及び職員は理念を意識して日々行動しています。	法人理念とホーム理念「入居者様の笑顔あふれる苑にします・いたわりあう心を大切にします・地域になじんだ温かいグループホームを目指します」をホームの見やすい場所に掲示し、月1回のミーティング時に確認している。理念を基に事業所の目標と個人目標を決めて半年毎に振り返りを行っている。	
2	2	○事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	地域にとけ込んだ事業所となるように町内会に属し、コロナ禍も落ち着きましたので最近では都合が合う時に公民館のイベントにも参加するようにしています。散歩時に近所の方にお会いした際にはこちらから挨拶をし交流を図っています。	新型コロナ5類移行に伴い、コロナ状況を判断しながら、管理者が総会や地域の避難訓練に参加し、介護相談を受けている。職員を中心に、日常的な近所づきあいを心掛け、互いに顔の見える関係を築き、地域交流の輪が広がっている。	
3		○事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている	運営推進会議内で、近況報告をご説明する際に、認知症介護の事例を報告しています。また、その会議内や、ご近所の方への挨拶時、回覧板を回す際などに、緊急時の応援や道に迷った認知症の方の一時預かり等も出来る事をお伝えしています。		
4	3	○運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実践、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	入居者様の健康状態や生活の様子、事故報告、レクリエーション報告、その他施設での取り組みの報告や避難訓練も行っています。また、それに対する意見や感想等を日々の支援に繋げていく取り組みも行っています。	コロナ状況を判断しながら、2ヶ月毎に対面式の運営推進会議を開催し家族代表、町内会会長、民生委員、地域住民、地域包括支援センター職員の参加を得て、ホームの運営や取り組み、利用者状況を報告して話し合っている。参加委員からの意見は検討し、サービスの向上に反映させている。	
5	4	○市町村との連携 市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くように取り組んでいる	運営推進会議を開催する際は市町村各担当者に前回の議事録を添え開催のお知らせを送り、なるべく参加して頂けるようにしています。会議当日は、施設の近況報告を行い相談にのって頂いています。また、それ以外で施設内だけでは解決が難しい事がある時は、地域包括支援センターに相談しアドバイスを頂くようにしています。	地域包括主催の地域連携会議に参加して、地域の代表者達と各種事業所が、地域の課題や高齢者問題等を話し合っている。運営推進会議に、地域包括支援センター職員が参加し、意見や情報交換を行っている。	
6	5	○身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介護指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	身体拘束廃止についての研修を受け施設内で伝達研修を行い共有しています。また、施設内で身体拘束廃止委員会を設置し、毎月のミーティングの中で、身体拘束に当たるような場面がないか、その対策などについて話し合う時間を設け、ケア方法についての見直しを行っています。マニュアルにも身体拘束ゼロへの取り組みを記載しています。	法人内各グループホームの管理者で、身体拘束廃止委員会を設置して話し合い、その内容を各事業所に持ち帰り、ミーティングの中で職員に周知徹底を図っている。身体拘束の禁止となる具体的な行為について検証し、身体拘束をしない、させないケアの実践に取り組んでいる。	
7		○虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見逃ごされることがないように注意を払い、防止に努めている	高齢者虐待についての研修を受け施設内で伝達研修を行い共有しています。また、施設内で虐待発生・再発防止対策検討委員会を設置し、毎月のミーティングの中で検討事項がないかや、その対策などについて話し合う時間を設けています。日々スタッフが自分自身を振り返り、自分の対応はどうかを考え改善に繋げていけるような体制にしています。		

自己	外部	項目	外部評価		
			自己評価 実践状況	実践状況 次のステップに向けて期待したい内容	
8	6	○権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	権利擁護についての研修を受け施設内で伝達研修を行い共有しています。また、ミーティングや運営推進会議でも取り上げることで、スタッフに周知出来るようにし、ご家族から質問を受けた際には、簡単な説明は出来るようにしています。	毎年法人内研修で、権利擁護の制度について学ぶ機会を設け、ミーティングや運営推進会議等でテーマとして取り上げ、周知を図っている。制度に関する資料やパンフレットを用意し、必要時には、内容や手続きについて、利用者や家族に分かり易く説明し、制度を活用できるよう支援し、利用者の権利や財産が不利益を被らないように取り組んでいる。	
9		○契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又は改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	入居契約書・重要事項説明書については契約時に時間をかけて十分に説明しています。利用者様やご家族より質問を受け付けて、不安点や疑問点があればその都度説明して、納得と理解を頂いています。改正事項については必ず十分な説明を行い同意を得るようにしています。		
10	7	○運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	利用者様については、スタッフ全員が意見や不満があった時には、しっかり話を聞き記録に残しています。ご家族については、玄関先に意見箱を設けて面会時に利用できるようにしており、運営推進会議や面会の際にも随時ご意見等をお伺いするようにしています。また、年に1度アンケートを実施し、ご意見を聞かせて頂いています。出されご意見やご要望はミーティング等で話し合い改善に努めています。	意見箱を設置し、日頃から密に家族に報告や連絡、相談することで、信頼関係を築き、家族の意見や要望を聴き取り、ホーム運営や利用者の日常介護に反映させている。「ふれあい通信」を毎月家族に送付し、利用者の健康状態、暮らしぶりを詳細に伝えている。	
11	8	○運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	運営本部の施設長会議、毎月の施設ミーティング、年に2回の個人面談などの機会にて、スタッフの意見を運営に反映出来るような体制を整えています。	法人本部による人事考課が半年に1度行われている。管理者を中心に職員間の関係が良く、風通しの良い環境の中、月1回行われるミーティングや日頃の業務の中で、職員の意見や提案が活発に出されている。出された意見は出来る事からホーム運営に反映させている。	
12		○就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	就業規則、賃金規定を設備し、その中で就業環境の整備とキャリアパスによる役職と賃金を記載しており、スタッフの意欲を向上させる取り組みを行っています。また、年に2回スタッフとの面談を行い、個人目標を一緒に考えて決めて、やりがいや向上心を持って働ける様に環境整備に努めています。個々のスタッフの評価は、人事考課にて実績や努力を踏まえて査定しています。		
13	9	○人権尊重 法人代表者及び管理者は、職員の募集・採用にあたっては性別や年齢等を理由に採用対象から排除しないようにしている。また、事業所で働く職員についてもその能力を発揮して生き生きとして勤務し、社会参加や自己実現の権利が十分に保証されるよう配慮している	職員の募集・採用に関しては福岡本部と管理者が相談の上行っており、施設の人員配置においても入居者様、スタッフを考慮し、年齢や男女等のバランスを図っています。年齢や性別等を理由に採用対象から外すことはありません。又、苑で働く職員がそれぞれの得意分野で能力を発揮していけるようにしており、スキル向上の為に他の職場も見てみたいという職員の希望があれば系列のグループホーム内での異動や研修も可能にしています。	職員の募集は、年齢や性別、資格、経験等の制限はなく、人柄や介護に対する考えを優先している。採用後は新人職員には、出来る事からスタートし、利用者との関係を築く中で少しずつ介護の仕事を増やししながら、仕事に慣れてもらうように配慮している。	
14	10	○人権教育・啓発活動 法人代表及び管理者は、入居者に対する人権を尊重するために、職員等に対する人権教育、啓発活動に取り組んでいる	法人理念として「その人らしさ」を掲げ、利用者一人一人のその人らしさを尊重するように指導しています。又、ミーティングの中で、利用者一人一人を尊重した対応等についてその都度話し合っています。身体拘束廃止の取り組みとして年に数回定期的に研修を行っており、各事業所単位でも伝達研修を行い、周知徹底を行っています。入居者様の尊厳や人権に配慮・考慮して介護支援を行うよう努めています。	利用者の人権を尊重する介護の在り方を、法人内研修、各事業所の内部研修の中で学ぶ機会を設け、職員の意識づけを行っている。特に声掛けについては、慣れからくる言葉の乱れに注意しながら、気になるころはその都度職員間で注意しあっている。	

自己	外部	項目	外部評価		
			自己評価 実践状況	実践状況 次のステップに向けて期待したい内容	
15		○職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	代表者は研修の参加及び資格修得等を推奨し各個人の評価対象としており、月に一度の内部研修を行うほか、外部の研修参加の奨励、新人研修の開催などを行っています。また、採用時より1年間(個人差あり)は、プリセプターシップを導入しており、ふれあい会独自の「介護サービスマニュアル」に沿って、新人1名に対し、先輩職員1又は2名を配置し、チェックシートを活用しながら、指導を行っています。又、内部研修、外部研修の費用を法人で負担する等、それぞれがこの環境を活用していくことで、介護サービスの質の向上を目指しています。		
16		○同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	新型コロナウイルスの影響で現在も中々積極的な交流がもてていませんが、以前は地域会議等で一緒になった方、以前受け入れを通して知り合いとなった管理者や職員と挨拶やその事業所へ時折、訪問等を行い、挨拶等含めて出来る時は情報交換等を行っていました。今後徐々に再構築して行きたいです。		
<b>II.安心と信頼に向けた関係づくりと支援</b>					
17		○初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている	入居前に、ご本人のご自宅や利用されている事業所に伺い、ご家族や担当者等にご本人の様子を細かく聞かせて頂き、ご本人の状況を把握した後、直接お話をさせて頂く中で、悩みや希望をお聞きし、安心して新しい生活を迎えて頂けるように努めています。また、入居前に体験入居を行う制度を整えています。その間に、ご本人様やご家族様のご希望などをお聞きしながら安心して生活できるような体制を整えています。		
18		○初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている	初回の相談時から、アンケートや聞き取り等によってご本人の状況やご家族が抱えている不安や負担、要望について詳しくお話を聞かせて頂いている。その後、ご本人にお会いする機会を設け、担当者やケアマネジャーからご本人の状況だけでなく、ご家族の状況も合わせて聞かせて頂いている。入居を進めていくにあたって、ご家族の不安や要望を聞かせて頂きながら進めていくことで信頼関係を築くことができるよう努めています。		
19		○初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている	電話でのお問い合わせや見学時にご本人・ご家族のお話をお聞きして、現在必要としている支援は何かを見極めて、グループホームだけのサービスに固執せず、さまざまなサービスの利用を考えて提案をしています。		
20		○本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	入居者様と職員は日常生活を共にしていることで、自然と家族のような愛情が育まれています。賑やかで時折冗談などもたくさん言い合ったり、食事やおやつも一緒に食べて楽しさを共有しています。入居者様と職員との共同生活を行う上で、何事も助け合い、教えていただくことも多く、沢山のことを学ばせて頂いています。掃除等の可能な事であれば、極力入居者様にも一緒にして頂き、“一緒にここで生活している”と皆様それぞれの役割を実感して頂けるよう努めています。		
21		○本人を共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている	ご家族の面会の際には必ず明るく挨拶を行い、職員がご家族と馴染みの関係を築くようにいつも心掛けています。また、その都度、各入居者様の状況等報告を行ったり、ご家族の要望をお聞きしながら全員でご本人を支援していく関係を作っています。ご本人の要望をかなえる為に、職員・家族で協力し合うことも有り、ケアプランについても、ご家族の意向をお伺いしケアプランの作成に役立てています。		

自己	外部	項目	外部評価		
			自己評価 実践状況	実践状況 次のステップに向けて期待したい内容	
22	11	○馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	一人一人の生活歴を大事にして、ご本人が大切にされていた家具や装飾品等がある際は出来る範囲で入居時に居室に設置して頂く事で、なるべく今までと同じような環境で施設での生活を送って頂けるよう努めています。また、地域の馴染みの店や場所などがありご要望がある場合には、なるべくそういった所へ行ける機会も作るようにしています。ご友人がご本人を尋ねて来苑される事もあり、その際は安全に楽しい時間を過ごして頂けるよう面会の対応を行っています。	新型コロナ5類移行に伴い、コロナ状況を判断しながら、面会を緩和し、アットホームな雰囲気のため立ち寄りやすく面会も多い。近隣からの入居も増え、自宅周辺を散歩する等、馴染みの人や場所との関係が、ホーム入居で途切れないように支援している。	
23		○利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずにご利用者が関わり合い、支え合えるような支援に努めている	入居者様の性格や趣味嗜好を職員が把握し、リビングでの席の配置等にも気を配っています。あまり合わない入居者様同士もうまく仲介を行いながら、暖かい雰囲気作りを行っています。自分から他者との関わりを持つのが苦手な方に対しては、孤立しない様に職員が他者とお手伝いやレクリエーション等を通じて、交流出来るように支援します。お互いに交流がスムーズに行えるように、話の仲介をしたり、一緒に外出する機会を設けたり等している。		
24		○関係を断ち切らない取組み サービス利用(契約)が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている	退去によりサービスが終了しても、本人様やご家族からの相談があった場合は対応できるように、信頼関係を持てるように努めています。		
<b>Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント</b>					
25	12	○思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	意向や気持ちを伝える事が困難な入居者様の場合も問いかけながら表情を見たり、ご家族様へ聞き取りを行って支援しています。利用者様及びご家族の生活に対する意向について、ご本人やご家族の要望を聞き取り、介護計画に盛り込んでいる。利用者様主体の目標を立て、目標を実現するためのサービス内容を検討した介護計画を作成している。	ホームの日常会話の中から職員は、利用者の思いや意向を把握し、職員間で情報を共有して介護サービスに反映させている。自己選択、自己決定が困難な利用者には、家族に相談したり職員間で話し合い、職員が利用者寄り添い、その表情や仕草から思いや意向を汲み取っている。	
26		○これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている	利用者様一人ひとりの心身状況や生活歴、習慣、認知症の経過等の情報を出来るだけ多く収集し、アセスメントシートに記載し、職員全員で情報の把握に努めています。ご家族からの聞き取りや情報提供により得た情報をまとめアセスメントシートに記載し、職員全員が把握できるようにしています。新たに入手した情報も常に記載しています。		
27		○暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている	日々お変わりがあった事や気付き等は介護記録や連絡ノートに記載し、職員間での伝達を徹底しています。毎月のミーティング時やその他必要に応じて入居者様のカンファレンスを行い必要に応じて支援を変更し、随時アセスメントシートを更新しています。また、そこに記載されていることを職員の共通認識とし、現状把握に努めています。		
28	13	○チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	入居者様には、日ごろの会話の中で希望や要望を伺い介護計画の制作に繋げています。ご家族には、来苑時や電話でご意向等を確認し、より良い介護計画作成に努めています。入居者様ごとに担当職員をつけて担当者が中心となり、ご本人との関わりの中で課題やケアのあり方について考えています。他の職員も必要な情報は記録し、担当に協力しています。ミーティングで職員全員と意見交換を行い、また、医療機関等必要な関係者にはサービス担当者に対する照会にて意見を頂き、サービス担当者会議で本人様やご家族等と話し合い、介護計画を作成しています。モニタリングは毎日関わった職員がチェックを行い、月末に担当者が評価をして、計画作成担当者が確認しています。	担当職員を中心に、利用者や家族とコミュニケーションを取りながら、意見や要望、心配な事等を聞き取り、毎月のカンファレンスで職員間の気づきや意見を出し合い検討し、利用者本位の介護計画を3ヶ月で見直し、6ヶ月毎に作成している。モニタリングを毎月実施し、利用者の状態に変化があれば家族や主治医と話し合い、現状に即した介護計画をその都度作成している。	

自己	外部	項目	外部評価	
			自己評価 実践状況	実践状況 次のステップに向けて期待したい内容
29		○個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	介護記録は日勤は黒、夜勤は赤、医療面は青、ご家族等面会は緑色と、色分けして記録しています。一人一人の生活の様子や実践したケア・その他お変わりがあった事や気づき等は関わった職員が個人記録に記載して、ケアカンファレンスの資料として介護計画の見直しに役立てています。また、必要に応じて連絡ノート等で伝達・周知を行い情報の共有に努めています。	
30		○一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	ご本人やご家族の希望や状況に対し必要に応じて、病院や外出の付き添い・それに必要な事前準備等の支援を行っています。	
31		○地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	コロナ禍以前は、校区や地域の民生委員の方の施設への訪問、音楽療法や工作レクレーションの訪問等もあっていましたが、コロナ禍の影響のまま現在も再開には至っていません。そのため今後こういった関りを増やしていきたいと考えており、今月(10月)より、まずは散歩の際に公民館へ立ち寄り、公民館の行事に参加したりするところから始めています。	
32	14	○かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切にし、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	契約時に本人様が利用されていたかかりつけ医への受診を今後も希望されるか(また、緊急時の救急搬送先のご希望等)を、ご本人とご家族に確認しています。もし希望されない場合は事業所の協力医療機関と契約して頂き、月に2回訪問診療を行っています。緊急時に対応が出来るように、24時間体制で医療機関との連携を図っています。	入居時に、利用者や家族の希望を優先して主治医を決めている。現在、利用者全員が提携医療機関医師を選択し、2週間毎の往診体制を整え、病院看護師と介護職員が連携し、24時間利用者の健康管理を行い、安心の医療体制を整えている。また、利用者の医療情報を家族に詳細に報告し、利用者の医療情報の共有に努めている。
33		○看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している	施設の協力医療機関の看護師に必要に応じてバイタル等を報告しています。また、日常の関わりの中で気になった事や気付いた事は職員間で共有し、必要に応じてその都度看護師や主治医に相談しています。月に2回、利用者の健康状態を確認して頂く為に訪問診療を実施して頂いています。緊急時は24時間体制で連携を取り、指示を受けています。	
34		○入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。	入院時はご本人の日常生活状況や嗜好・性格等の情報を医療機関に伝達し、入院中は定期的に病院・ご家族との連絡を取り状態把握と共に早期退院に向けた体制作りをしています。但し、新型コロナウイルスの影響で面会が出来ないので、担当者や電話等やリモートにて対応しています。入居時についてもその時の担当医からの紹介状を持参したり、施設からも情報提供を行ったりしています。ご家族や医療機関からの情報を基に職員全員が状況を把握し、退院に向けての受け入れの準備をしています。	
35	15	○重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所ですることを十分に説明しながら方針を共有し、地域との関係者と共にチームで支援に取り組んでいる	入居及び入院時に重度化した際におけるご家族のご意向の文書を取り交わし同意書のサインと印鑑を頂き、その後、実際に重度化した際に、主治医・施設長・ご家族との話し合いをしっかりと行い、全員で意見を出し合い今後の方針を決めます。看取り介護についての同意書は利用者の状態の変化により、その都度作成し、印鑑とサインを頂いています。決定事項についてはスタッフ全員に周知徹底するようにしています。	ターミナルケアについて契約時に、ホームの方針を説明し、利用者や家族の意向を聴いている。利用者の重度化が進むと、家族や主治医と密に話し合い今後の方針を確認し、関係者で方針を共有し、出来る限り住み慣れたホームで過ごしてもらえようようにチーム介護で支援している。

自己	外部	項目	自己評価		外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容	
36		○急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	緊急時の対応が含まれた介護サービスマニュアルを作成し、採用時に全職員に配布し、プリセプターシップにて指導担当者と一緒に読み合わせを行っています。その後も定期的に各自で読み直しを行ったり、人事考課の際に振り返りして内容の確認をその都度行っています。また、職員が急変や事故発生時の備えについての研修を受講した際は伝達研修にて内容共有を行っています。また、施設独自の緊急時の対応方法のマニュアルも作成しており、緊急時の動きの流れを明確にし、主治医との連絡も常時可能な体制になっています。			
37	16	○災害対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	年に2回、運営推進会議の一環として避難訓練を行い、その際は事前に開催のお知らせのお便りを出し、地域の方にも参加を呼びかけています。また、地域の方に協力頂く為に事業所で作成した避難訓練の計画書をお渡しし、意見や質問を頂いています。訓練時と同様に、訓練内容を分かりやすく記載したシートをお渡ししています。万が一、施設で火災が起きると町内会長さんの電話番号にも自動で連絡がいくようにご協力頂いています。	昼夜を想定した避難訓練を年2回実施し、通報装置や消火器の使い方を確認し、避難場所に利用者全員が安全に避難出来る体制を整えている。地域の防災訓練に職員が参加し、地域と非常災害時の相互協力体制を整えている。非常時に備えて非常食や飲料水、非常用備品を備蓄している。		
<b>IV. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援</b>						
38	17	○一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	入居者様の一人一人の個性と人格を尊重し、尊敬の念を持って日々の業務・介護を行うように職員一人一人が意識を持って行っています。苑内に掲示している名前や写真については個人情報使用に関する同意を家族から得ています。職員は、居室訪室時には必ずノックや声掛けをしてプライバシーを守り、居室内に置かれているオムツ等も見えないように工夫しています。その方のプライドを傷つけない様に配慮し、利用者一人ひとりの性格等に合わせた声かけや対応を行なっています。入居者様をお呼びする時は必ず名前で呼びしています。トイレへお誘いする際は周りの方に聞こえないよう配慮しています。また、記録は必ず事務所内で行い、記録している様子やその記録自体を入居者様方に見られないように工夫しています。	利用者ひとり一人の尊重とプライバシーを守る介護サービスについて、職員会議や勉強会の中で話し合い、人格の尊重やプライバシーについて学び、日常生活の中で言葉遣いや対応に注意している。また、個人情報の取り扱いや職員の守秘義務についても、法人の施設長会議で議題として取り上げ、介護現場で周知されている。		
39		○利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が思いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている	支援や介助等を行う前には必ずご本人に意思を確認し行うようにしています。洋服の選択や行きたい場所・食べたい物・買い物等につきましても職員がサポートしながら出来るだけご本人に決めて頂くようにしています。また、ご本人が言葉で意思を示す事が出来ない方についてもご家族様からその情報を伺い、またその表情から気持ちを汲み取ってその意向に沿った支援を行っていくようにしています。			
40		○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切に、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	入居者様のご意向や思いを伺い、それを基に一日の生活をしっかりと過ごせるように対応しています。施設の基本的な一日の流れはありますが、その時の入居者様の状況等に合わせてゆっくりと過ごせるように支援しています。日中の過ごし方もリビングで過ごされたり、少しお疲れの方はお部屋で短時間お昼寝をされたりとそれぞれ一人一人のペースでなるべく好きなように過ごして頂いています。入浴の際も、ご本人の希望に沿って入浴の声掛けをしています。			
41		○身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している	日々の衣類の選択は、出来るだけご本人の好みで決めて頂きますが、自分で選ぶのが難しい方は職員がご本人様の好みを把握して、衣類の準備をしています。外出レクリエーションやその他行事の時にも同様になるべくご本人に選んで頂いています。理美容はご家族・ご本人様の意向により訪問理美容を利用して頂いていますが、ご希望があれば馴染みの散髪店を利用して頂く事もあります。			
42	18	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員が一緒に準備や食事、片付けをしている	食事のメニューは職員の考えだけでなく、利用者の意見も取り入れています。食事の準備を職員だけがするのではなく、可能な事であれば衛生面・安全面に十分配慮した上で入居者様に手伝って頂く事もあります。食事は、感染防止対策に配慮した上で、職員も皆様と一緒に美味しく食べています。介助が必要な方は、職員が側に添いながら職員と一緒に召し上がって頂いております。片付けも同様に、食器拭き等の出来る事を手伝って頂いています。	利用者が楽しみな食事は、職員が交代で作る美味しい料理を、利用者と職員と一緒に食べる家庭的な雰囲気のある食事の時間である。職員は、食欲のない利用者にも声を掛け、代わりに料理を提供する等、柔軟に対応している。コロナ禍で外食を控えている為、出前を取ったりおやつレクリエーションを豪華にするなど工夫しながら楽しんでいる。		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
43		○栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	摂取量は職員が下膳する際に確認して記録しています。調理時は30品目のチェック表を活用して、バランス良い食事を提供出来るように配慮しています。水分は毎食時と10時と15時・入浴後等(必要に応じて夜間帯も)にお茶やコーヒー等を提供しています。水分摂取量が不十分になりがちな方には個別の水分摂取表にて一日の目標水分摂取量を摂って頂けるよう支援し、お好みの飲み物やスポーツドリンク等の提供も行っています。その他にも必要に応じて減塩食等の提供も行っています。		
44		○口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	毎食後に、その方に合った口腔ケア(歯磨きやうがい)を行って頂き、必要に応じて舌ブラシや口腔ケアスポンジなども使用して取り組んでいます。自分で出来ない方については職員が介助行い、夜間は義歯をお預かりして、ポリドント等で消毒しています。また月に2回の歯科医院による訪問診療、口腔ケアも受けています。		
45	19	○排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている	一人一人の排泄のパターンを日々のご様子の中で把握した上で、2~3時間おきにトイレの声掛け・誘導を行っています。排泄の支援に関しても、随時職員間で話し合いを行っています。汚染等排泄の失敗があった時も本人が傷つかないようにさりげなく対応をしています。自立歩行が難しい方であっても、夜間帯でもご希望があれば介助にてトイレへ行って頂き、それが難しい方でもポータブルトイレを使用して頂くなどして、できるだけトイレでの排泄が出来るよう支援しています。	職員は利用者の生活習慣や排泄パターンを把握して、早めの声掛けや誘導を行い、トイレでの排泄の支援に取り組んでいる。また、オムツ使用の方にはこまめに陰部洗浄を行い尿路感染防止に努め、日中はなるべく離床してもらい、夜間はポータブルトイレやオムツを利用している。	
46		○便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる	毎日の食事は出来るだけ食物繊維が摂れるように野菜を多く使っています。必要に応じて牛乳等、排泄を促すものの提供も行っています。運動については散歩に出掛けたり、ゲームや体操等で日々身体を動かしています。		
47	20	○入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々にそった支援をしている	入浴前にはその日の体温や血圧に異常がないかを確認した上で声掛けを行い、ご希望を伺い入浴して頂いています。また、必要に応じて早めに声をお掛けする等して出来るだけご本人の希望に沿うように配慮しています。長湯がお好きな方であれば、安全な範囲内でゆっくりめに入って頂くようにしています。入浴したくないと仰る方は無理にお誘いせず、時間を遅らせたり、スタッフを交代したりし、入浴が出来ない場合は全身清拭や陰部清拭を行い身体の保清をはかり、必要に応じて足浴なども行うようにする等して工夫して対応しています。	入浴は、利用者の希望や体調に配慮しながら柔軟に支援し、週3回を基本としている。3方向から介助が出来る浴槽なので安全性に優れ、肩までゆっくり浸かってもらい、利用者や職員が談笑しながら入浴を楽しんでいる。入浴を拒否される利用者には、清拭や足浴に変更し利用者の清潔保持に努めている。	
48		○安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	日中は無理のない範囲で一人一人が自由にリビングで活動したり、お疲れの場合は短時間居室でお昼寝する等して休んだりもされています。無理をされる方や自分では休むことが出来ない方に対しては、職員が休息をお勧めし促したり、ご本人の状態を見て、介助にて居室へ戻って休んで頂いています。夜間は照明や室温を調整して、眠れない時にはお話をしたり、水分をお出ししたり、座位がきつそうな時は早めにベッドで休んで頂くなどして、安心して休めるように努めています。		
49		○服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	お薬が処方された際に、薬剤師より詳しい説明を受けその薬性を確認し、居宅療養管理指導を受ける事により薬の効能や副作用・服用方法について理解をするようにしています。薬剤師より説明を受けた内容は必要に応じて申し送りノートに記載し、全職員で共有しています。薬性は一人一人個別にファイルし、すぐに確認することが出来るようにしています。お薬のセット時・提供時は職員がダブルチェックをする事で誤薬等を防止するように努めています。認知症のお薬や眼剤を服用されている方については、量や種類の変更があった際は、その後過鎮静やふらつき症状が表出しないかに特に注意して様子観察を行い、その他のお薬についても何か変更があった際には、その後の経過を注視していくよう努めています。		

自己	外部	項目	外部評価		
			自己評価 実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
50		○役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	ご家族からの生活歴情報等を確認し各入居者様の嗜好等を把握しており、よりその方らしい生活をおくって頂く事に繋がるよう、日々の関わりに活かしています。日々の生活の中で色々なお手伝いやレクリエーション等に参加して頂き、それを通してご自分の役割を感じて頂き、張り合いや自信を持って日常生活が送れるように支援しています。楽しみ事や気晴らしも、一人一人の好みを把握して、レクリエーションや外出の企画・実施など、支援しています。		
51	21	○日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけるように支援している	お一人お一人のご希望や好みを踏まえて、予め日時を決めて外出や外食の計画を立てて実行しています。天気の良い日は、利用者のご希望に沿って、近所のお散歩を楽しんで頂いたり、公民館の行事に参加して頂いたり公民館の図書室を使用して頂いたりして、外出を楽しんで頂いています。これまでのコロナ禍で中々外出が出来ずにいましたが、今月は久しぶりに全員で外食に行きました。今後は、安全な範囲で、必要な感染防止対策を徹底した上で、徐々にコロナ禍以前のように外出の機会も増やして行きたいと考えております。	新型コロナウイルス移行に伴い、コロナ状況を判断しながら、外出レクリエーションを再開している。近所の散歩や庭に出ておやつを食べたり、外気浴を楽しむ等、少しでも戸外に出られるように工夫しながら利用者の気分転換を図っている。	
52		○お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	お金の管理については、原則立替現金にしておりますので、お預かりしておりませんが、場合によっては近所でのお買い物の支払の際に、ご本人にお金を預けて支払って頂く事もあります。お金の事を気にされている方に関しては、「金庫で預かってますよ。」「会社で大事に保管していますよ。」等とお伝えすると、安心されています。		
53		○電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	ご家族様やお友達から掛かってきたお電話はご本人様が少しでも会話して頂けるように必ず代わっています。施設の電話機を使いたいとのご要望があれば状況に応じて自由に利用して頂き、また、入居者様自身で携帯電話を持っていらっしゃる方には必要に応じてスムーズにお電話が出来るように職員がサポートしています。時折ご家族からお手紙を頂く事もあり、ご本人にお渡しし、必要な場合は、職員が代読しています。		
54	22	○居心地のよい共用空間づくり 共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	玄関先の花壇に、早春にはパンジー、夏には向日葵などと季節の花を植え、季節の移りを感じて頂けるようにしています。また、リビングや廊下にも季節の物やレクリエーション等での皆様の作品を飾って季節感を出しています。不快な物音は出来るだけ大きくならないように配慮し、テレビや音楽等、丁度いい音量にその都度調整しています。カレンダーは、リビングに設置し、利用者の皆様が見える様になっています。また、共用空間の整理整頓清掃も日々行い、皆様が不快に感じる事が無いよう努めています。	門から玄関までの間に季節の花が植えられ、庭を眺めながら季節の移り変わりを感じられるゆったりとした環境である。整理整頓、清掃、換気が行き届き、清潔で居心地の良い環境の中で、利用者職員との笑い声が溢れている家庭的な共用空間である。	
55		○共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている	リビングにはテーブルとイスを置き、それぞれ落ち着ける場所をお席としてます。気の合った入居者様同士が談笑したり、落ち着いてテレビを見たりして過ごされています。リビング内や廊下に十分なスペースがないためソファを置くことは出来ないのですが、その代わりにどこでもお一人で座ってくつろげるように、玄関に車椅子を一台常設し、お庭での外気浴時などにも活用しています。		
56	23	○居心地よく過ごせる居室の配慮 居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	一人一人の部屋には、それぞれ馴染みの物を置く事で、過ごしやすい空間を作り、本人様にとって居心地の良い場所になるように工夫しています。また、入居前にご本人ご家族にも同様にご説明し、馴染みの物で持ってくる物があれば入居の際やその後にでも是非持って来ていただくようおすすめています。	利用者が使い慣れた馴染みのタンスや家具、生活必需品、大切な物等を持ち込んでもらい、生活環境が急変しないように配慮し、その方らしい居室となるように整え、本人が安心して過ごせるように支援している。また、清掃や換気を小まめに行い、清潔で居心地の良い居室である。	
57		○一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している	内部はバリアフリーで高齢者の身体機能に合わせた構造になっています。手すりや洗面所の高さは低めに設定されており、手すりは要所要所は設置されています。トイレも車いすの方が使いやすいように広めで両方に手すりが付いており、安全面も配慮されています。		